

消費者契約の条項の開示について

令和3年4月2日

消費者庁

(1) これまでの経緯

消費者委員会における検討

○消費者契約法専門調査会の報告書(2017年8月)

- 消費者契約法3条を改正し、「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」という趣旨の文言を加えることなどを検討。
- 約款の事前開示については、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべき。

※答申は、約款等の契約条件の事前開示を、早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言。

2018年改正の附帯決議

消費者が消費者契約締結前に契約条項を認識できるよう、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえた検討を行うこと。

※参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議。なお、衆議院の同委員会における附帯決議においても、同旨の附帯決議がされている。

研究会における検討

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会の報告書(2019年9月)の考え方

- I 定型約款の開示を請求することができる旨の情報提供をする努力義務を定める(※)。
- II 定型約款を容易に確認できる状態に置く努力義務を定める。

※定型約款の開示(表示)請求権(民法548条の3第1項)

定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

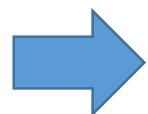
第4回検討会における検討①

<事務局の提案 I >

消費者契約法に定型約款の開示請求権の情報提供の努力義務を創設することが考えられないか。

<意見>

法3条1項2号との関係(「消費者契約の内容について必要な情報」を提供することが既に事業者の努力義務とされている中で、提案 I を立法化する意義や効果)を検討する必要があるのではないか。



(2)において検討 [9頁以下]。

第4回検討会における検討②

<事務局の提案Ⅱ>

定型約款を容易に知りうる状態に置くことについては、

- 事業や契約の態様に応じて事業者に求められる行為を明確化することは必ずしも容易ではないこと。
- 事業者団体による自主的な取組が行われているところもあること。

から、事業者団体の自主的な取組に委ねることが適切ではないか。

<意見>

賛成する意見がある一方で、容易に知りうる状態(状態)に置くこと自体は容易である等として努力義務を定めるべきという意見もあった。

(2) 検討

定型約款の表示請求権に係る情報提供①

<必要性>

- 定型約款の表示請求権(民法548条の3)は、定型約款の内容を知る権利であり、消費者(定型約款準備者の相手方)にとって重要な権利である。
- しかし、事業者が知らせない限り、定型約款の表示請求権があることを知らない消費者も多いと思われる。
- 定型約款の表示請求権は、「消費者契約の内容」とは言い難いため、法3条1項2号による努力義務が及ばないおそれがある。


(参考)法3条1項2号の対象となる情報

「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報」

※消費者契約の内容についての情報のうち、消費者が当該契約を締結するのに必要なもの(消費者庁逐条解説)。

定型約款の表示請求権に係る情報提供②

<許容性>

- 定型約款中の条項が契約の内容となるためには、
(i) 定型約款を契約の内容とする旨の合意、又は、
(ii) あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたことが必要である(民法548条の2第1項)。

- 事業者(定型約款準備者)は、(i) または (ii) の際、相手方(消費者)に対し、定型約款の表示請求権の存在について情報提供することができるはずである。
- 事業者(定型約款準備者)に過度な負担を強いるものではないのではないか。

提案 I

事業者の努力義務として、事業者が消費者契約の条項として定型約款を用いるときは、消費者に対し、定型約款の表示請求権がある旨の情報提供をすることを定めることについてどう考えるか。

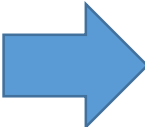
約款の開示による機能

事業者が作成する約款内容の適正化

- 開示の徹底化に伴い社会的監視が容易となり、その分だけ約款準備者にも自己抑制が働く(※1)。
- 強制開示は、開示者の行動を清浄化する原因となる(※2)。

※1 河上正二『約款規制の法理』(有斐閣・1988年)156頁。

※2 アンヌリーゼ・シボニー「データと議論(1)」法学研究92巻7号(2019年)116頁脚注80、及びそこで言及されているGeorge Loewenstein, Cass R Sunstein, Russell Golman, 'Disclosure' (2014)6 Annual Review of Economics を参照。

 消費者による開示請求とは別の形で事業者に約款を開示させることで、約款内容の適正化を図ることができるのではないか。

約款の開示についての実情①

適格消費者団体が請求しても事業者が約款を開示しないことがあり、その結果、次のようなケースが生じている。

(i) 開示に応じない事業者が改善を免れたケース。

(ii) 改善すると回答した事業者が実際に契約条項等の改善を実施したか判断できないケース。

※(ii) に関しては、現状確認のため証拠保全手続を利用したが、適格団体に過大な負担となっている。

(五條操「消費者支援機構関西(略称KC's)の活動について」内閣府消費委員会と消費者団体との意見交換会資料(2018年11月15日))

約款の開示についての実情②

2018年3月	適格消費者団体が事業者に対し契約条項の差止請求訴訟を提起。
2019年3月	事業者が <u>請求を認諾</u> 。
4月	契約条項を改定したとの新聞報道があり、 <u>適格消費者団体が新しい契約条項の開示を請求</u> 。
5月	<u>事業者が開示を拒否</u> (※)。

※適格消費者団体の申立てにより証拠保全が実施され、約款が団体に開示された。

(消費者被害防止ネットワーク東海のウェブサイト参照して消費者庁が作成)

法的観点からの検討

<必要性>

- 適格消費者団体は、契約条項を確認しなければ、事業者が不当条項を使用しているかどうかを判断することができない。
⇒ 差止請求権の実効性を確保するための前提として、適格消費者団体による契約条項の開示請求権を設けるべきではないか。

<許容性>

- 2017年の民法改正により、定型約款準備者の相手方(消費者)は、定型約款準備者(事業者)に対し、定型約款の表示(開示)を請求することができることとなった(民法548条の3)。
⇒ 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益擁護を担う適格性を有すると行政が認定した者であり(法13条)、契約条項の開示請求権を適格消費者団体に付与することも許容されるのではないか。

提案Ⅱ

差止請求権の実効性を確保するための前提として、適格消費者団体は、事業者に対し、消費者契約の条項の開示を請求することができる旨を定めることについてどう考えるか。